教育委員会12月臨時会　会議録

1　開催日時　　令和７年　12月　23日（火）　午後１時30分から午後２時まで

2　場　　所　　教育委員会室

3　出席委員

教　育　長	丸　山	陽　一
同職務代理者	近　藤	守
委　　員	鷲　澤	幸　一
委　　員	山　口	美　和
委　　員	田　中	亜希子

4　説明のために会議に出席した者

教育次長	前　島	卓
教育次長	唐　木	英　俊
教育次長副任兼 総務課長	北　原	孝
学校教育課長	佐久間	清　也
保健給食課長	山　口	恭　司
家庭・地域学びの課長	藤　原	慶　治
主幹兼 総務課長補佐	穂　川	さゆり

5　書　　記

総務課 庶務担当係長	児　島	真　季

丸山教育長が開会を宣した。

＜教育長あいさつ＞

昨日、市立長野高等学校の教員を、酒気帯び運転による物損事故を起こしたことに対し懲戒免職処分とした。また、同校の校長には、管理責任を問い訓告とした。生徒を指導し模範的立場にある教育公務員としてあるまじき行為であり、市民の皆様や保護者の皆様、何より子どもたちの信頼を裏切ることになったことは極めて遺憾であり、市教育委員会としても深くお詫びを申し上げる次第である。今後このようなことが二度と起きないよう、研修等を通じて再発防止に努めていきたい。

連日報道されている学校給食費の無償化についてだが、先週、自民党、公明党、日本維新の会の三党合意が取り交わされ、国はこれに基づいて政府の基本的な方向性を示した。内容についてはすでに報道されているとおりだが、令和８年４月から、公立小学校における学校給食費の抜本的な負担軽減ということで、支援基準額を１か月あたり5,200円とするというものである。これに対する財源は、国と都道府県で半分ずつ出すということになっているが、長野市の給食費については国の基準を大きく上回っている。国は、基準を上回る分は保護者から徴収しても良いとしているが、これをどう取り扱うかの検討が必要となってくる。まだ国から詳細が示されていないので、動向を見つつ適切に対応してまいりたい。

今年も残すところ１週間余りとなり、学校では最も長い２学期の終業式が明日24日をピークに行われる。２学期は、音楽会や文化祭、修学旅行など多くの行事が行われた。３学期は各学年のまとめ、中学３年生は受験シーズンとなり、より一層大切な時期となる。インフルエンザも流行しているので、子どもたちの体調管理には十分気を配り、元気に過ごせるよう取り組んでまいりたい。

近藤教育長職務代理者におかれては、今月24日に任期満了となり、御退任の運びとなった。これまで長きにわたり、長野市の教育の充実・発展のために御尽力を賜り、心から感謝申し上げる。

（近藤教育長職務代理者が挨拶した。）

＜協議事項＞

協議１号「長野市教育振興基本計画策定委員会委員及び長野市生涯学習推進計画策定委員会委員の委嘱について」

丸山教育長が事務局に説明を求めた。

北原教育次長副任兼総務課長が説明した。

・令和４年４月に策定された第三次長野市教育振興基本計画及び長野市生涯学習推進計画の期間が令和８年度で満了することから、次期計画を令和７、８年度で策定するため委嘱するもの

丸山教育長が諮ったところ、原案のとおり承認された。

協議２号「長野市立学校職員の給与に関する規則等の一部改正について」

報告１号「長野市立学校職員の給与に関する条例及び長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例の一部改正について」

報告３号「令和７年度教育費補正予算について」

これら３つについて関連のある事柄であるため、丸山教育長が合わせて事務局に説明を求めた。

佐久間学校教育課長が説明した。

報告１号「長野市立学校職員の給与に関する条例及び長野市立学校職員の給与等の特例に関する条例の一部改正について」
報告３号「令和７年度教育費補正予算について」
・12月市議会定例会で議決いただいたもの
・この条例の改正に伴い、対象となる長野市立長野高等学校の教員39人、常勤講師５人分の人件費10,226千円を補正予算に計上し、報告３号の高等学校費学校管理費12,392千円のうちの10,226千円がこれに当たる。
協議２号「長野市立学校職員の給与に関する規則等の一部改正について」

委　員　毎回申し上げているが、県が改正を行う度に市でも改正が必要となるので、もう少し事務的な部分でなんとかなれば良いと思う。
佐久間学校教育課長
おっしゃるとおりで、私どもも懸案として、毎回お諮りするのが心苦しいところではあり、市長部局の法規担当にも相談しているところである。
丸山教育長
なんとかなりそうなのか。
佐久間学校教育課長
印象としては厳しいのではないかと感じる。
前島教育次長
政令市ではなく市立高等学校を持っている市は、やはり同じ作業をしなければならないが、約半数の市は「県のとおり」と条文に記載のある条例により、この作業を行わないところもある。当市教育委員会もそうしたいと考えているが、なかなかそれで良いと言い切れないところがあり、今回もお諮りすることとなった。
丸山教育長
「県のとおり」という自治体もあるということか。
前島教育次長
「県の例による」として、県が改正されれば自動的に市も改正となるような条文になっている市もあるようである。
丸山教育長
独自にできないということなら、県に沿うのではなく、県よりプラスアルファでいいことをやればいいのではないか。

丸山教育長が諮ったところ、原案のとおり承認された。

＜一般行政報告＞
報告２号「長野市立小・中学校児童生徒音楽コンクール参加事業補助金交付要綱の一部改正について」
丸山教育長が事務局に説明を求めた。
佐久間学校教育課長が説明した。
・令和７年12月12日すでに告示済である。

委　員　これで良いと思うが、補助金の交付対象となる音楽コンクールについて、様々なコンクールが増えてきているので、区別をしっかりしておかないと段々と広がっ

ていってしまうのではないか。今まで学校参加という形であったのが、学校参加でなく長野市立小・中学校の児童生徒となると、その当たりをどう考えているか。

佐久間学校教育課長

すでに過去の経過から、この大会のブロック大会、この全国大会という実績はあるが、おっしゃるとおり、今後、（地域展開した）クラブがどのような大会に出るのか把握していない可能性がある。貴重な御指摘ということで、運用の部分でみてまいりたい。

丸山教育長

基本的には個人でなく団体が対象となるということでよいか。

佐久間学校教育課長

そのとおりである。

委　員　こういった補助金の制度は音楽コンクール以外にもあるか。

佐久間学校教育課長

スポーツ関係においても学校教育課とスポーツ課にある。

委　員　それはどのスポーツでも対象となるのか。

佐久間学校教育課長

全国大会のレベルのものが対象である。

丸山教育長が閉会を宣した。

令和　　年　　月　　日

会議録署名委員

教育長

同職務代理者

教育委員

教育委員

教育委員